

山辺里地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、山辺里地区まちづくり協議会と称し、事務所を村上農村環境改善センター（村上市日下993番地1）に置く。

(目的)

第2条 山辺里地区まちづくり協議会は、豊かな自然と先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた山辺里地区を、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせ助け合い、責任を分かち合って、誰もがまちづくりに参画することで、それぞれの持つ個性や能力が発揮された、魅力と活力にあふれた地域社会の実現を目的とする。

(事業)

第3条 山辺里地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関する事業
- (2) 健康及び福祉の増進に関する事業
- (3) 安全及び安心に関する事業
- (4) 環境の保全及び改善に関する事業
- (5) 地域資源の有効活用に関する事業
- (6) 地域の産業振興に関する事業
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関する事業
- (8) その他協働のまちづくりの推進のために必要な事業

2 協議会は、事業に関する中長期的な地域まちづくり計画を策定し、これに基づき事業を実施するものとする。

第2章 組織

(会員)

第4条 協議会の会員は、山辺里地区に住所を有し、又は居住する全ての者とする。

(賛助会員)

第5条 協議会は、協議会の趣旨に賛同する山辺里地区内の法人又は各種団体を賛助会員として認定し、連携して事業を実施することができる。

(代議員)

第6条 代議員は、総会の議決権を有し、次の選出区分により各集落で選出する。ただし、

役員は、代議員になることができない。

集落	人数
山辺里・四日市・天神岡・仲間町・坪根・下相川・日下・下山田・門前・大関（10集落）	3人
西興屋・上相川・小谷・上山田・赤沢・菅沼・鋳物師・袋・大栗田・高平（10集落）	2人

- 2 代議員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠により選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第7条 協議会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 専門部会長 6名
- (4) 理事 2名程度
- (5) 監事 2名

- 2 役員は、役員会で選出し総会で承認を得る。

（役員の職務）

第8条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 専門部会長は、所属する専門部会を代表し所掌する事業を行う。
- 4 監事は、協議会の会計及び資産並びに事業内容を監査し、総会にこれを報告する。

（役員の任期）

第9条 役員は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第10条 会長は、協議会の事業実施及び運営に関し必要なときは、役員会の承認を得て有識者又は学識経験者を協議会の顧問に委嘱することができる。

- 2 顧問は、協議会の事業実施及び運営に関し必要な指導又は助言を行う。

（専門委員）

第11条 協議会に専門委員を置き、次に掲げる専門部会を組織し、所掌する事業を行う。

専門部会	所掌事業
安全・安心部会	高齢者福祉、子どもの健全育成、防災等
交流・振興部会	集落支援、スポーツ活動、文化活動、伝統文化の保存等
発掘・発信部会	交流事業、地域の魅力の発掘・発信、環境保全等
まちサポ部会	組織力向上、担い手育成等
CA部会	女性の視点による地域課題解決
わけしょの会	青年層の視点による地域活性化

- 2 専門委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠により選任された専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第12条 協議会の会務及び会計を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長を置くことができる。

第3章 会議

(総会)

第13条 総会は、協議会の最高の議決機関であり、毎年1回会長が招集し開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたととき、又は代議員の3分の1以上の請求があったときに開催する。
- 3 総会は、各集落から選出された代議員をもって構成する。
- 4 総会の議長は会長がこれに充たり、議事録署名人はその都度出席代議員の中から選出する。
- 5 総会は、代議員の半数以上の出席又は委任状をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 6 総会の議決事項は、次のとおりとする。
 - (1)規約の制定又は改正
 - (2)地域まちづくり計画の策定又は変更
 - (3)役員の承認
 - (4)事業報告及び決算の承認
 - (5)事業計画及び予算の承認
 - (6)その他協議会に関する重要な事項

(役員会)

第14条 役員会は、役員をもって構成し、会長が必要の都度招集し議長となる。

- 2 役員会は、役員の半数以上の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 役員会は、次の事項を審議又は議決する。
 - (1)総会に付議する事項
 - (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3)その他総会の議決を要しない会務又は予算の執行に関する事項

(専門部会)

第15条 専門部会は、専門部会長が必要の都度招集し議長となる。

- 2 専門部会は、所掌する事業について企画及び立案し、事業を運営する。
- 3 専門部会長は、必要の都度役員会に事業内容を報告し、役員会が事業内容の追加、修正又は中止の必要があると認めたと場合は、専門委員会にこれを指示し、専門委員長はこれに従うものとする。

4 専門部会に実行委員会又は作業部会を置き、所掌する事業を行うことができる。

第4章 会計

(会計)

第16条 協議会の運営に関する経費は、地域まちづくり交付金、補助金、委託料及びその他収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(報償及び費用弁償)

第17条 役員及び顧問並びに専門委員に対し、役職及び活動日数に応じた年額報償若しくは費用弁償又はその両方を支払うものとし、報償及び費用弁償の支払い範囲、支払額及び支払い方法に関する基準は別に定める。

第5章 雑則

(会長専決事項)

第18条 年度の途中において当該年度の事業実施計画の変更又は予算の補正、流用若しくは予備費の充用が必要になったときは、会長が専決処理し、役員会に諮り、次期総会において報告し承認を得る。

(委任規定)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年3月18日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 協議会の設立時における総会の付議事項は、本規約の規定に関わらず、山辺里地区まちづくり協議会設立準備会が提案し議決を得る。

附 則 (平成29年4月8日総会議案第4号)

この規約は、平成29年4月8日から施行し平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年4月15日総会議案第5号)

この規約は、令和2年4月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年4月9日総会議案第4号)

この規約は、令和4年4月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。